

生活保護受給者および生活困窮者に対する就労サポート事業に係る プロポーザル方式による委託事業者募集要領

1 目的

本要領は、「生活保護受給者および生活困窮者に対する就労サポート事業」の業務委託についての最適な事業者の選定を、価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から選定を行うプロポーザル方式で実施するにあたって、必要な事項を定めます。

2 業務概要

- (1) 件名 「生活保護受給者および生活困窮者に対する就労サポート事業」
- (2) 履行期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日
*ただし、成績が良好であると評価された場合は、2 回まで契約を更新することがあります（初年度を含めて最長 3 年間の契約）。
- (3) 履行場所 練馬区役所、練馬区の練馬・光が丘・石神井・大泉の各総合福祉事務所、生活サポートセンター、支援対象者の自宅、区が指定した施設および受託者が確保する就労準備支援事業実施場所、就労訓練場所、ハローワークなどの関係機関、求人開拓先の企業・団体等、就労先の事業所・施設等
- (4) 業務内容 つぎのとおりとします。
 - ア 仕様書（募集要領別紙 1-1）
 - イ 受託情報の保護および管理に関する特記事項（募集要領別紙 1-2）
 - ウ 就労サポート事業プログラム実施要領（募集要領別紙 1-3）
 - エ 生活困窮者就労準備支援事業実施要領（募集要領別紙 1-4）
 - オ 練馬区生活困窮者自立相談支援事業実施要領（募集要領別紙 1-5）*なお、ウ・エ・オについては、現行の実施要領であり、令和 7 年度の事業内容の変更に伴い、今後改定される場合があります。
- (5) 概算経費 157,241,000 円（消費税 10%込み）
*概算経費を超えた見積価格の提案は無効とします。

3 参加資格および欠格事項

3-1 参加資格

国・他自治体で本業務委託に類似する業務を受託した実績があること。

3-2 欠格事項

つぎのいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルに参加できません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同令 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者。
- (2) 提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準（昭和 61

年4月1日練総経発第394号)による指名停止期間中である者。

- (3) 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」(平成22年8月2日22練総経第335号)による入札参加除外措置期間中である者。
- (4) 法人事業税(地方法人特別税を含む)、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者。
- (5) 経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手がか不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。)にある者。

4 選定方法

4-1 日程(予定)

募集要領等の公表	令和6年8月26日(月)
質問受付期間	令和6年8月26日(月)～令和6年9月6日(金)
質問回答日	令和6年9月13日(金)
プロポーザル参加希望届 受付期間	令和6年9月2日(月)～令和6年9月27日(金)
提案書等受付期間	令和6年9月2日(月)～令和6年9月27日(金)
一次審査 結果通知	令和6年10月30日(水)
二次審査(プレゼンテーショ ン・ヒアリング)	令和6年11月22日(金)
二次審査 結果通知	令和6年12月下旬 (未定のため、二次審査の際にお知らせします)

4-2 質問回答

募集に関する質問は質問票(募集要領様式2)に内容を簡潔に記入の上、以下の要領で行ってください。

- (1) 質問期限 令和6年9月6日(金)午後5時厳守
*期限を過ぎた質問は受け付けません。
- (2) 質問方法 電子メールにて提出してください。
- (3) 電子メールアドレス SEIKATUFUKUSI03@city.nerima.tokyo.jp
- (4) 担当部署 練馬区福祉部生活福祉課保護調整係
(担当) 小泉・清水 電話 03-5984-1504
- (5) 回答方法 一時的、個別的な内容の質問と判断したものを除き、令和6年9月13日(金)に、質問事業者名を伏せた上でホームページにて公表します。

4-3 提案書等の提出

参加を希望する者は、以下の内容で書類を提出すること。

- (1) 受付期間
令和6年9月2日(月)～令和6年9月27日(金)の土日祝を除く午前9時から午後5時まで(要事前連絡)
- (2) 提出方法
提出場所に持参すること(郵送は不可とする)
- (3) 提出場所
練馬区役所東庁舎7階 福祉部生活福祉課保護調整係
- (4) 提出書類
つぎの書類を提出すること。
 ・①の書類については各1部提出すること。
 ・②の書類については、正本各1部、写し各2部を提出すること。
 ・③の書類については、項目順に綴じ、それぞれの項目ごとに見出し(インデックスシール等)を付け、正本各1部、写し各10部を提出すること。

提出書類	
①	・プロポーザル参加表明書【募集要領様式1】
	・区内に本店を有することを証する公的な書類 ※該当する事業者のみ
②	・事業者の登記事項証明書(発行後3か月以内の履歴事項証明書)
	・事業者の定款
	・令和3～5年度決算書類のうち税務申告書類一式(販売費および一般管理費明細および勘定科目内訳明細書を含む)またはそれに代わるもの ※社会福祉法人または区の外郭団体の場合は、令和3～5年度決算書
	・事業者の経歴書(会社案内等※従業員数の分かるもの)
	作成している場合 ・令和3～5年度決算に係る営業報告書または事業概況書(税務署に提出したものの写し) ※社会福祉法人または区の外郭団体の場合は、令和3～5年度事業報告書 ・令和3～5年度決算に係るキャッシュフロー計算書 ※社会福祉法人または区の外郭団体の場合は、令和5年・6年度予算書
③	・事業者概要書【募集要領様式3】
	・本事業に類似する事業を実施した受託実績申告書【募集要領様式4】
	・会社組織図
	・会社概要(会社案内パンフレット等 ※作成している場合)
	・提案書 ※提案書作成要領(募集要領別紙2)を参照の上、作成すること。
	・見積書

- (5) 提案書等の差し替えおよび再提出
提出期限後の提案書等の差し替えおよび再提出は認めません。ただし、区が追加書類の提出を求めた場合を除きます。

4-4 一次審査

参加資格を満たす者について、提出書類に基づき一次審査を行います。多数の応募があった場合は、上位3者を一次審査通過とします。審査結果は、令和6年10月30日（水）メール送信および書面発送にて通知する予定です。

4-5 二次審査

一次審査を通過した者について、令和6年11月22日（金）に、提案書等の内容および提案内容についてのプレゼンテーション・ヒアリングを行い、区の求める水準以上の提案を行った事業者の中から、二次審査の評価が最も高い者を委託候補者とします。

プレゼンテーション・ヒアリングの時間および場所の詳細については、一次審査を通過した事業者へ個別に通知します。

選考時間は1者あたり30分程度（プレゼンテーション20分、ヒアリング10分程度）とします。

説明者は本業務を受注したときに主な担当となる者とし、3名程度とする。プレゼンテーションの際に提案書の要約等の資料を用いることは差し支えありませんが、提案内容と齟齬がある場合は、無効とする場合があるので注意してください。また、プレゼンテーションの際に、区が用意するプロジェクター、スクリーンおよびパソコンを使用することは可能です。

審査結果は令和6年12月下旬発送予定の書面により通知します。（二次審査の際にお知らせいたします）

4-6 評価項目・評価基準

募集要領別紙3を参照してください。

5 委託候補者との協議

委託候補者と区との協議により、委託業務の詳細な内容を決定します。

委託候補者が本件の契約を辞退した場合および契約締結前に、練馬区から指名停止措置を受けるなどにより参加資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該候補者を失格とし、審査結果が次順位のを新たに委託候補者とするものとします。

6 情報公開

本件の業者選定情報（提案書類を含む。）は、練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号）に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、「プロポーザル方式による業者選定情報に係る情報公開基準」（募集要領別紙4）に基づき取扱います。

7 その他事項

- (1) 本募集についての説明会は開催しません。
- (2) 提出書類の作成および提出等、企画提案に係る費用は提案者の負担とします。
- (3) 提出された書類は返却しません。また、区の所定の保存年限経過後に廃棄処分します。
- (4) 審査書類提出から契約締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合は、その時点で失格とします。
- (5) 提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに、虚偽の記載をした参加者に対し、指名停止の措置を行うことがあります。
- (6) 提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとします。
- (7) 提案書等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とします。
- (8) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は参加者が負うこととします。
- (9) 本件に係る予算が成立しない場合、区は契約を締結しないまたは解除することができるものとします。なお、これに伴う参加者の損失について、区は損害賠償の責を負いません。
- (10) 本件にかかる予算が成立しない場合、区は契約を締結しないまたは解除することができます。なお、これに伴う提案者の損失について、区は損害賠償の責を負わないものとします。
- (11) 本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定めます。

【問い合わせ先・担当】

練馬区 福祉部 生活福祉課 保護調整係 小泉・清水

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1

練馬区役所東庁舎7階

電話 03-5984-1504

E-mail SEIKATUFUKUSI03@city.nerima.tokyo.jp